

告 示

埼玉県告示第百七十一号

次の雨水流出抑制施設は、埼玉県雨水流出抑制施設の設置等に関する条例（平成十八年埼玉県条例第二十号）第五条第一項の規則で定める技術的基準に適合すると認めためたので、告示する。

令和六年三月一日

埼玉県知事 大野 元裕

一 許可番号

第二〇二二―一〇―一号

二 雨水流出抑制施設の敷地である土地の区域

埼玉県所沢市大字松郷百六十九の一部外三十六筆

三 雨水流出抑制施設の容量

容量 千五百三十二・〇九立方メートル

浸透効果量 一・一四〇四立方メートル毎秒